## 徳島県告示第四百四十三号

するとともに、当該届出を縦覧に供する。 ったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出があ 次のとおり公告

二十九日までに、県に対し、 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年八月二十九日から同年十二月 なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 次により意見書を提出することができる。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

## | 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンタウン株式会社	氏名又は名称
千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	住所
加藤 久誠	代表者の氏名

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン北島

所在地 板野郡北島町高房字川ノ上ニー

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会	マックスバリュ西日本株式会 広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾	健一
社			
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四	矢野	靖二
	号		
株式会社いぶき	兵庫県洲本市五色町広石下一三八六番地	葛城	宏治
アクロンググ			

## 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	広島市南区段原南一丁目三番五二号	山口普
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四	矢野 靖二
	号	

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和七年八月五日

## 三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経
- 済産業部企業支援課ホー ムページ 縦覧の期間 令和七年八月二十九日から同年十二月二十九日まで
- 四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 六二 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

意見の内容

 $(\equiv)(\equiv)(=)$ 意見を述べる理由

3 その他

支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにお提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業

いて公告の日から一月間縦覧に供する。